

写

平成24年10月12日

東京都議会議長 中村明彦 殿

東京都知事 石原慎太郎 殿

東京都人事委員会委員長

関谷保夫

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、  
一般職の職員の給与について別紙第1のとおり報告し、別紙  
第2のとおり勧告します。

また、同法第8条の規定に基づき、人事制度等について別紙  
第3のとおり報告します。

# 目 次

別紙第1	職員の給与に関する報告（意見）	
I	今回の勧告に当たっての基本的考え方	1
II	職員と民間従業員の給与比較	5
III	生計費・雇用情勢・国家公務員の給与等	12
IV	給与改定等	14
V	給与構造・制度の改革の実施	17
VI	勧告実施の要請	22
VII	高齢期の給与制度等のあり方	22
別紙第2	職員の給与に関する勧告	25
別紙第3	人事制度及び勤務環境等に関する報告（意見）	
I	人事制度改革の着実な推進	69
II	職員の勤務環境の整備	78
III	公務員倫理の徹底	79
参考資料		81